

障害者控除対象者認定に関する調査票

様式 3

以下の項目の、当てはまるところに○印をつけてください。

1 日常生活動作の状況

1 移 動	a 時間がかかっても介助なしに一人で歩く b 手を貸してもらいなど一部介助を要する c 全面的に介助を要する
2 食 事	a やや時間がかかっても介助なしに食事する b おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する c 全面的に介助を要する
3 排 泄	a やや時間がかかっても介助なしに一人で行える b 便器に座させてもらうなどの一部介助を要する c 全面的に介助を要する
4 入 浴	a やや時間がかかっても介助なしに一人で行える b 体を洗ってもらうなど一部介助を要する c 全面的に介助を要する
5 着 替 え	a やや時間がかかっても介助なしに一人で行える b そでを通してもらうなど一部介助を要する c 全面的に介助を要する
6 整 容（身だしなみ）	a やや時間がかかっても介助なしに自由で行える b タオルで顔を拭いてもらうなど一部介助を要する c 全面的に介助を要する
7 意思疎通	a 完全に通じる b ある程度通じる c ほとんど通じない

2 精神面の状況

ひどい物忘れ	・あ る ・な い	（ある場合は、該当する項目に○をつける） ⇒ 直前のことを忘れる、 日時・場所がわからない、 自分の年齢がわからない、 家族の顔がわからない
問題行動	・あ る ・な い	（ある場合は、該当する項目に○をつける） ⇒ 徘徊、 暴言・暴行、 大声、 火の不始末、 不潔行為、 異食、 迷惑行為、 昼夜逆転、 幻覚、 妄想、 被害的、 その他

対象者氏名：

ご案内

高齢者の方に係る障害者控除対象者認定申請書について

1 申請の前に・・・

- (1) 障害者控除の対象とされる方（以下「対象者」）は、身体障害者手帳若しくは療育手帳をお持ちではありませんか。もし、そうした手帳を所持しておられる方なら、所得申告の際に提示してもらっただけで良いので、申請は不要です。
- (2) この申請を行うのは、所得の申告者であり、対象者本人であるとは限りません。また、対象者の方が申告する所得が発生した年の12月31日現在で満65歳以上の場合に、申告者の方は、この申請によって、対象者の障害の程度が障害者控除の対象者に準ずる者であるとの認定を受けることができれば、その認定書を所得申告時の障害者控除のために使用することができます。
- (3) (2)の認定は、対象者に関して市が保有する要介護などの情報に基づき、所得発生年の12月31日の現況によって行いますが、認定対象者がその年のうちに死亡している場合は、当該死亡日の要介護認定等の状況をもって判定することになります。

なお、要介護認定を受けていない方や要介護認定有効期間失効中の方については、今後のこととなりますが、身体障害者手帳の申請や要介護認定の申請を、また、現在認定申請中の方は、要介護認定結果を待って、それぞれ障害者控除の申請をされますようお願いいたします。

2 申請の方法

- (1) 申請書の入手
 - ① 申請書は市役所本庁北館3階の介護保険事業担当課の窓口のほか、南北保健福祉センター及び各地区保健・福祉申請受付窓口の窓口に置いています。
 - ② 市のホームページからダウンロード（市HPのサイト内検索に『障害者控除対象者認定書の発行について』と入力し検索してください）もできます。
 - ③ 市外の方は、恐れ入りますが介護保険事業担当課の係員まで、送付先の住所と郵便番号、氏名、電話番号を直接電話（06-6489-6374）かファクス（06-6489-7505）でお申し付けくだされば、申請書を郵送します。
- (2) 提出方法
行き違いの防止のため、ご面倒でも窓口にご持参ください。
（市外在住の遠方の方につきましては、郵送で申請していただいてもかまいません。）

3 認定書の交付など

- (1) 交付は、申請日の翌日から2週間以内に行いますので、交付を急がれる方は、余裕を見て申請してください。（調査期間が必要ですので、即日交付はしておりません。）
- (2) 認定書は郵送します。（希望により窓口でも交付しますが、本庁に限ります。）
- (3) 認定書は申請者（所得控除を受ける方）あてに郵送します。
- (4) 認定書は記載の障害事由に変更や消滅のない限り引き続き使用できますが、変更や消滅が生じた場合は、すみやかに報告していただく必要があります。